

ワンポイント・ブックレビュー

柴山恵美子・中曽根佐織編著『E Uの男女均等政策』日本評論社（2004年）

本書は日本で初めて包括的なE Uの男女平等政策を紹介した書として注目される。

周知のように、E U（欧州連合）は、2004年5月新たに10カ国を加え25カ国の加盟国、総人口4億5千万人を擁している。この一大経済圏で生活する欧州市民すべてに、市民参加と民主主義を今後どのように確保していくか、基本的な課題となっている。特に男女平等に関しては、E Uが推進するあらゆる分野でのジェンダーの主流化を国境の壁を超えて横断的に実現できるか、大いに関心が持たれている。

さて本書の構成は、第1章「データに見る欧州女性の姿」、第2章「E U創設と欧州の女性たち」、第3章「E Uの制度と男女平等を担うE U諸機関」、第4章「男女均等待遇原則に関する指令の展開 []」、第5章「男女均等待遇原則に関する指令の展開 []」となっている。具体的には家庭や職場におけるE U女性の実態をデータに基づいて紹介した上で、E Uの法制度、その政策の展開や諸機関（欧州議会、閣僚理事会、欧州理事会、欧州委員会、欧州司法裁判所その他）およびその他の意思決定の場における女性の参画、ロビー活動などについて歴史的・系統的に紹介し、男女平等政策の実態を明らかにしている。さらに男女均等待遇原則に関する諸指令の紹介とともに性差別訴訟における被告の举证責任およびポジティブ・アクションの展開とその加盟国の法的義務の実施状況について分析している。

目を通してみると日本の男女平等政策との大きなギャップを痛感せざるをえない。日本では折しも来年の男女雇用機会均等法改正を目指し政府の審議会で議論がされており、そのなかで最大の焦点となっているのが間接差別禁止の問題である。間接差別とは、外見上は性に中立的な規定、基準、慣行などが、一方の性の従業員などに相当程度の不利益を与え、しかもその基準が職務と関連性がないなど合理性・正当性が認められないものを指すのが一般的な定義である。間接差別における従業員に与える「相当程度の不利益」の中味、基準自体が「合理性・正当性が認められないもの」が争点として議論され始めているというが、法制化の先行き見通しについては定かではない。これに関してE Uでは2002年「改正・雇用職業に男女均等待遇原則に関する指令」において採択されている。つまり、男女間の格差についての合理性を使用者側において立証できなければ差別と見なすという「立証責任」への転換が指令としてE U加盟各国に出されている。実際には、その適用をめぐる司法判断を積み重ねる努力も行っているようだ。

また、E Uの男女均等政策の前進に欠かせないものとして各加盟国の非政府組織を統合するかたちで「欧州女性ロビー」が設立されたことであろう。そこでは女性の権利や利益を守るために日夜ロビー活動を積極的に行っており、E Uの政策決定に関して団体の意向が反映されるよう働きかけや提言をしている。日本では、前述したように改正均等法の見直し論議の最中であるが、一般の働く女性たちの関心は低調である。法制化のカギは働く女性たちの関心がどこまで高められるかにかかっているとみえるが、こうした後方支援の体制についてもE Uとの開きを認めざるをえない。

今後の日本の男女平等政策を前進させる上で、是非一読することを勧めたい。（M・K）